



さいじょう

市議会だより

2013.2.1発行
第35号

発行/西条市議会 編集/市議会だより編集委員会 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164 ☎(0897) 52-1261



天まであがれ!(西条市子ども凧あげ大会)

12月定例会

平成23年度各会計決算認定案を認定

平成24年度補正予算(総額8億5,213万8千円)を可決

市長不信任決議案を可決

◇目 次◇

議案質疑	2 P	各会計決算の審査概要ほか	7 P
一般質問	3~7 P	決議案・人事案件ほか	8 P

市議会を知るよい機会です。あなたも本会議を傍聴してみませんか！
議会の日程等、詳細については、議会事務局へおたずねください。
(URL) <http://www.city.saijo.ehime.jp/gikai/>

12月定例会の会期日程

12月11日	本会議 (提案説明)
12月12日~16日	休会
12月17日	本会議 (質疑・一般質問)
12月18日	本会議 (一般質問) 議会運営委員会
12月19日	休会
12月20日	産業建設委員会・総務委員会
12月21日	福祉文教委員会
12月22日~25日	休会
12月26日	臨海地域振興整備特別委員会
12月27日	新庁舎問題調査特別委員会
12月28日~1月8日	休会
1月9日	議会運営委員会 本会議 (討論・表決)

12月定例会

議案質疑

12月定例会は、12月11日に会期を30日間として開会し、平成23年度各会計決算認定案3件、平成24年度各会計補正予算案9件、条例案・その他の議案9件、人事案件2件の審議を行いました。

本会議では、議員2名から議案質疑が、また、14名から市政全般に関する一般質問が行われました。

議案質疑及び一般質問の概要は、次のとおりです。



五百亀記念館設置及び管理条例について

西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の一部を改正する条例について

社会教育施設の

指定管理の方針は？

(自民クラブ)

問

2つの条例には指定管理者による管理が可能となる規定が定められているが、五百亀記念館、西条郷土博物館、東予郷土館の3館をまとめて指定管理を行う考えはあるのか。

また、開館時間は五百亀記念館が午後7時まで、西条郷土博物館が午後5時まで、東予郷土館が午後6時までと異なっているが、どのような考えで差を設けているのか。

答

施設の管理運営については、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間事業者の持つノウハウを有効に活用することにより



建設中の五百亀記念館

西条市産業情報支援センターの指定管理者の指定について

問題はないのか？

指定管理者の指定

(日本共産党西条市議団)

問

市が西条市産業情報支援センターの指定管理者として指定しようとする株式会社西条産業情報支援センター(サイクス)は、市が資本金を出資している会社である。市がサイクスを指定管理者として指定することは、透明性に欠けるのではないかと考えるが、指定の理由及び妥当性を問う。

また、無株主の前市長がサイクスの代表取締役であることは、筆頭株主としての市の姿勢が問われる。早期に役員の変更が必要であると思うが、市の考えを問う。

答

指定の理由については、サイクスが専門的で高度な支援ノウハウや関係機関などとの広範なネットワークを有しており、産業情報支援センターの設置目的である地域産業の育成・振興を図り、豊かで活力あ

る地域社会の実現が効果的に図られるものと判断したためである。

サイクスの筆頭株主である市としては、設立の目的に沿った経営体制を整え、安定した雇用の場の確保と地域産業の持続的発展に資する事業を継続的に実施していくことが重要であると考えている。サイクスは、指定管理者業務仕様書に定められた基準により業務を全うできる体制が確保されており、同社を指定管理者として選定することは何ら問題ないと考えている。

また、現在、サイクスにおいては、定款や関係法令に基づき新体制の構築に向けた調整を進めていると聞いている。



西条市産業情報支援センター

一般質問

新館整備を巡る一連の対応に疑問の声

(自民クラブ)

問 市長選挙を通して、現在の場所での新庁舎の整備を真つ向から否定し、11月28日には工事の一時中止が決定。それが突如、12月定例会初日の招集挨拶の中で工事再開が表明された。こうした市長の姿勢は、議会との対話をも否定しているものであり、議会への説明責任をどう考えているのか。

答 今回の市長選挙の最大のポイントは、民主的な市政の実現であり、その象徴的な問題が新庁舎の建設であった。

その中で、「建設を白紙に戻して現庁舎を活用する」、「建設を白紙に戻して別の場所に建設をする」、「結果として新館建設を継続する」という3つの選択肢のうち、どうするかかの判断は市長に委ねていただいたと思っている。

新館建設工事の一時中断は、世論に基づいて工事続行の是非

を判断するための必要な措置であり、議会に対する説明責任については、12月定例会が公式な意味における議会とのやり取りの始まりと認識し、招集挨拶の中で新庁舎に関する重要な判断をまずもって説明をさせていた

だいた。工事の再開は、出来高補償や防災機能の遅れなど重大なリスクが認められたので、早急に判断することが必要となった。地域審議会合同会議でも、庁舎の建設に注目を付けるというのではなく、むしろ地域の融和を求める意見が大勢を占め、このことも判断を後押しして

くれた。中学校区別の説明会は、工事再開の判断が急がれたことから後回しになったが、今後、これまでの経緯を説明し、市民に理解を得たいと考えている。

新庁舎建設工事

市長の考えは？

(新生クラブ)

問

住民と協議して新庁舎の建設を見直すため、市長選挙当選翌日から工事を中断していたにもかかわらず、僅か22日間です工事再開命令が出された。この間の公的な議論・協議の場

は、地域審議会合同会議1回のみであったが、これだけでじゅうぶん民意をくみ上げられたと考えているか。

また、同会議で市民からの意見を理解した上で工事を再開したと言われたが、新庁舎建設については、前市長の下で提案され、議会の決議を経て業者と契約し、工事が進んでいた。これについて、地域審議会の意見と議会の議決のどちらの結論に重きを置くのか。更に、二元代表制をどのように考えているのか。

答

新庁舎建設の見直しについては、「建設を白紙に戻して現庁舎を活用する」、「建設を白紙に戻して別の場所に建設



再開された新館建設工事

設をする」、「結果として新館建設を継続する」の3つの選択肢のうち、どうするかかの判断を、市長選挙の中で委ねていただいたと思っっている。本来であれば、市民などから意見を聞いて、時間をかけて検討し、議会で議論を進めていくべきであったかもしれないが、内容を精査し、市長として判断した。今後、市民に説明して理解を求めたいと考えており、順序が前後したことは申し訳なく思っっている。

判断が急がれる状況の中、議会招集挨拶において工事再開を表明したが、今後は、議会と執行機関、二元代表制を尊重して市政運営を行いたい。

公約破りではないのか？

新庁舎建設工事再開

(日本共産党西条市議団)

問

市長は、今回の市長選挙で、「現在地での新庁舎建設は、合併協定に反するものであり、これを容認しない」ということを公約したにもかかわらず、12月議会で中断している新庁舎建設工事を再開することを突如として表明したが、これは公約破りではないのか。この

公約を信じた有権者からは、驚きとともに怒りの声が上がっているが、どのように考えているのか。

また、地域審議会や議会に対し、中学校単位で市内10か所において住民説明会を開き、意見を聞いて判断するという方針が打ち出されていたにもかかわらず、一切開催しないで工事の再開を表明したが、住民や議会を軽んじているのではないのか。

答

新庁舎の建設については、一度中断して見直しを行うと申し上げてきた。市長就任後に一度中断し、財政的、あるいは災害防災関係のリスクや将来への見通しなどを詳細に検討してきたが、早急な工事の再開が必要と判断し、工事の再開を決定したものであり、公約破りではない。

当初は、住民説明会での意見も踏まえて判断することも考えていたが、その判断が急がれたものであり、見直しを進めることについて、説明、手続きが後回しになっていることは大変申し訳なく思っっている。今後、住民に対し丁寧に説明をして理解を得ていきたい。

西条市ウイングサポートセンターの現状と今後の展望は？

(自民クラブ)

問 利用者から好評を得ている西条市ウイングサポートセンターの利用状況と今後の展望及び市民に対する広報の取組について問う。

また、市内西部地域への同センター開設の見通しについて問う。

答 西条市ウイングサポートセンターでは、平成23年

11月の開所後、1年間で延べ1千446件の相談があり（来所相談が876件、出かける相談が570件）、小・中学校及び就学前の子どもを対象とした相談が大半を占めている状況である。

広報の取組については、開所時に学校など関係機関に啓発用リーフレットを配布するとともに、公民館、医療機関、商工会議所などでポスターの掲示を行った。また、市報や市のホームページなどを活用した情報提供や、学校など関係機関へのウイングサポートセンターだよりの配布などにより、活動内容の周



ウイングサポートセンター

知を図っている。今後も相談の増加が予想されることから、相談体制の充実を図り、相談者の心に寄り添う相談を続けるとともに、市民への啓発や活動内容の周知、研修にも努めたい。西部地域への開設については、同センターが発足して1年余りで、相談体制や関係諸機関との連携がじゅうぶんに確立していない状況であり、市民からより信頼される機関にするため、専門家の人材配置も含めたセンターの機能及び内容の充実を図りながら西部地域への開設についても検討していきたい。

水道事業の進捗状況と料金統一の時期は？

(自民クラブ)

問 合併前に策定された新市建設計画の中で、上水道

は「市町ごとに分かれている事業の連携により域内での一体性・効率性を高める」と記されている。また、合併協議会では水道事業と水道料金を当分の間は現行どおりとし、随時調整するとされていたが、現在までの水道事業の進捗状況及び水道料金の統一の時期について問う。

答 水道事業の実施に当たっては、平成22年度に西条

市水道ビジョンを策定し、東部地区上水道整備事業や東予地区緊急時給水拠点確保等事業、各地区における老朽管布設替事業、災害等緊急時における安全管理として濁度計・流量計等監視設備の新設・更新事業、仮設発電機設備事業などを実施し、安全で安心な水の安定供給、健全経営に取り組んでいるところである。

水道料金の統一については、平成21年8月に西条市使用料等審議会を設置し、審議をした中

で料金統一などに賛同する答申を受けたが改定には至っておらず、現行のままとなっている。行政の一体性や使用者負担の公平性の観点からも水道料金の統一を図り、地域間格差の是正を行っていくことは必要であると考えており、さまざまな機会を捉え、市民の理解をいただけるよう世論の醸成に努めながら、合併10周年となる平成26年を目途に取り組んでいきたい。

市の婚活支援の取組の現状は？

(自民クラブ)

問 少子化対策という行政課題に対し、近年は独身男女

の結婚活動、いわゆる「婚活」支援のための取組が全国の自治体で広がっている。

本市でも、結婚意欲を持った若者の出会いの場の提供や、イベントの参加に対する補助など、積極的な支援が必要であると考えられるがどうか。

答 少子化問題の一因として

未婚化や晩婚化への関心が高まり、その対策として「婚活」という名の下に、出会い事



西条商工会館内にあるえひめ結婚活動支援センター

業や結婚支援事業などが全国各地で行われている。愛媛県でも、えひめ結婚活動支援センターが工夫を凝らしたイベントなどを開催し、参加者の中から多くのカップルが結婚に至っている。本市としても、同支援センターへの紹介を行うとともに、市内でイベントが開催される場合には、イベントの周知や開催への協力を行っている。しかし、急激に進展している少子化は、消費人口や労働人口の減少を招き、社会・経済に与える影響も大きく、現在の社会構造を維持するためには、未婚化・晩婚化への対応が不可欠である。このため、今後は出会いの場の提供やマッチングなど、市独自の婚活事業を検討したいと考えている。



河原津干拓地

有効活用の方策は？

河原津干拓地

(自民クラブ)

問

河原津干拓地は、塩害や湿害などの影響もあり、そのほとんどが有効利用されなまま今日に至っている。本市では平成23年度中に河原津干拓地で西条農業革新都市総合特区の実証実験に向けた準備を開始し、平成27年度には企業による生産団地化の取組を開始するとされているが、干拓地の農地以外の活用方法としてメガソーラー計画についても検討していると思う。具体的にどのような構

答

河原津干拓地については、これまで宅地化や大規模植物工場、行刑施設などの誘致も検討してきたが、実を結ぶまでには至っていない。約45年間の長期にわたり放置されていた土地は、そのままでは農産物を生産できる状態ではなく、農地として活用しようとする土壌改良などに莫大な経費が必要となる。

このような状況の下で干拓地の有効活用を考えた場合、エネルギー問題で揺れる我が国において、さまざまな地域で設置が検討、実施されているメガソーラー用地としての活用は非常に有効な方策と考えている。

西条農業革新都市プロジェクトによる総合特区制度の活用や市内に立地する太陽光発電セル製造企業などと連携を図りながら、メガソーラーの立地を含め、土地の有効活用についてあらゆる可能性を検討していきたい。

どう取り組む？

西条市の産業政策

(リベラル西条)

問

本市では、これまで率先した企業誘致や、株式会

社西条産業情報支援センターと連携した中小企業支援などを行うことにより、市内地場産業の底上げや雇用の場の提供を行ってきた。また、総合6次産業都市や西条農業革新都市など1次産業から3次産業まで幅広い産業施策を展開し、攻めと挑戦の精神で市を力強く発展させてきたところである。

このような産業政策の現状に対する認識と今後の方向性について、どのように考えているのか。

答

本市では、株式会社西条産業情報支援センターを活用した企業支援や新産業の創出、総合6次産業化の実現への取組など、独自の産業施策を展

西条農業革新都市プロジェクト
(株式会社サンライズファーム西条のほ場)

開し、これらの取組が評価されることによって、日本経団連由来都市モデルプロジェクトの実証地域への選定や、農業革新都市総合特区の地域指定などにつながっているものと認識している。今後も、これらの事業実績を踏まえ、独自の産業政策を展開し、更に発展させていきたいと考えている。

また、中小・小規模企業の経営支援強化や新たな企業立地戦略の検討など、主要施策に一貫して取り組むことによって、将来にわたって産業の活力を維持強化し続ける地域を目指していきたい。

小・中学生に対する

医療費助成の状況は？

(リベラル西条)

問

本市では市単独小・中学生医療費助成事業として、平成24年7月診療分からを対象に、小学生及び中学生の入院に係る医療費(保険診療自己負担分)を市単独で助成して、子育て世代の負担軽減を図り、先行的に子育て支援の取組を行っているが、事業実施から現在までの医療費助成の現状及び事業の

周知方法について問う。

また、通院に係る医療費助成の拡充についてはどのように考えているのか。

答

小学生及び中学生の入院医療費助成の申請・支給実績は、9月診療分までで43件、223万5千198円となっている。

この助成制度の実施に当たっては、市報への掲載はもとより、各小・中学校を通じ保護者へちらしを配布するほか、医師会を通じ市内の医療機関へポスターの掲示やちらしの設置を依頼している。更に、市内の主要行政関連施設へも同様の依頼を行い、周知を図っている。

また、通院に係る医療費助成に関しては、小・中学生の通院無料化に伴う必要額を年間約1億2千万円と見込んでおり、更に、無料とすることによる受診者の増加が相当程度増えることも考えられる。また、コンビニ受診の弊害や小児救急医療への影響、国民健康保険や社会保険など、保険本体の負担増につながることもじゅうぶん認識し、助成対象や内容、しくみについて、しっかりと検討していきたい。

「市民の声」収集の

考えを問う

(公明党西条市議員)

問

市長は、先の市長選挙当選時の第一声で、地域格差を是正するため市民参加のまちづくりを掲げ、市民とともに新しい西条をつくっていく、と述べられた。更に、市民の声を市政に反映させ、市政を再生させていく方針や合併協定書の原

点に立ち返り市民の意見を聞いて方針を再検討すると述べられたが、今回の新庁舎建設問題における方針転換のいきさつからは、市民の声をどのように収集し、どのようにまとめたのか理解できない。市民の声を聞く手法、また、意見の集約とその分析、判断について、どのように考えているのか。

答

現在の西条市が直面する諸課題の解決には、市民との対話を常に心がけ、市民の声を市政に反映していく姿勢が必要であると考えている。

市長選挙を通じ、市政の主役は市民であり、その声に対して真摯に耳を傾け、心を一つにして市政運営に当たることを訴えてきた。そうした声は、各界・

各層の市民との対話の中で生まれてきたものであり、庁舎問題はその象徴であった。

庁舎問題に関しては、順序は逆になったが、工事中止によるリスクなどを勘案し総合的に出した結論であり、この結果については今後住民説明会を開いて直接説明し、理解を得ていきたいと考えている。

今後においても、市政の原点は市民との対話にあると思っており、多くの市民と身近に接する機会を設け、丁寧に説明することによって合意形成を図っていききたい。

市政運営の原点とは？

(市民クラブ)

問

市長は、現在の市政は市民との対話不足であることを指摘し、市政の原点は市民との対話であると述べられているが、具体的にどのような方法で市民と対話していくつもりなのか。

また、今後の新たなまちづくり施策の展開について問う。

答

市政の原点は市民との対話であり、意見の聴取と説明を繰り返しキャッチボール



地域審議会

の充実を図り、市独自の奨学金制度導入による医師の確保や小・中学生の医療費の無料化なども順次検討していきたい。

どう守る？

西条の水

(無党派)

問

市長が進めようとしている上水道整備の問題を含め、水中生物の激減や地下水の低下、塩水化の進行など、本市の水事情について、どのように理解しているのか。

また、「政治生命をかけて水は絶対に守り抜く」という自身の言葉の重さをどのように考えているのか。

答

水事情については、本市に限らず、地球温暖化に伴う気候変動、農地や森林の荒廃、外国資本の森林買収など、そのリスクは増大している。本市においては、平成19年から道

前平野地下水資源調査解析事業を実施しており、地下水位の低下や塩水化を防ぎ、地下水を継続的に利用可能にするための検証を行っている。また、市の水問題協議会幹事会において加茂川の水の活用について検討し、



水の都西条の母なる川 加茂川

水資源の科学的な検証や論理的な議論の内容を分かりやすく伝えるとともに、市民の意見を反映して、水資源を保全するための地下水保全条例と地下水管理計画を策定したいと考えている。

また、市長選挙を通して、自然の摂理を無視して流域を超えて分水をし、まちをつくらせていく時代は終わったことを主張してきた。従来から、西条の水を守るという立場で発言をしてきたが、今後も西条の中でしっかりと水を活かしたまちづくりを行い、政治生命をかけて西条の水を守っていく決意である。

児童虐待防止対策について

(無会派)

問

貧困や虐待など、さまざまな理由から家に帰れない、居所のない子どもたちを守るための子どもシェルター開設の動きが全国的に広がっているが、このような活動について、本市においても情報収集や事例研究などの取組を行う考えはな

答

現在、愛媛県に子どもシェルターは開設されていないが、NPO法人愛媛県子ども自立支援センターが、児童自立生活支援事業所を松山市に開設している。この施設は、県内の児童相談所が窓口となつて入所手続を行い、生活の場を提供するとともに、生活指導、就業支援などを行つて子ども自立を目指すもので、子どもシェルターの持つ避難的な要素も兼ね備えている。本市では当分の間、必要に応じてこの施設の活用を図り、子どもシェルターの在り方についても関係機関と協議しながら、先進地の状況などを踏まえて研究したいと考えている。

決算審査特別委員会の審査から

9月定例会に提案されました

平成23年度各会計の決算認定案は、決算審査特別委員会に付託され、議会閉会中に、現地調査を含め、3日間にわたり審査が行われました。

決算認定案の審査における質疑応答の一部は、次のとおりです。

一般会計・特別会計決算

問

資源ごみの持ち去りを禁止する条例が施行されたが、施行後の効果はどうか。

答

条例施行後の資源ごみなどの売り払い数量は施行前と比べて約5倍になっており、効果が現れている。



委員による現地調査

問

石燧園など5つの福祉施設が民間移譲されたが、老人ホーム入所に係る判定方法は変更になったのか。

答

入所希望者の身体状況など入所措置基準に基づき、入所判定委員会において審査を行い入所者を決定しており、従前と変更はない。

問

河原津漁港航路浚渫工事の落札率が66パーセントと低いが、契約に至った経過について問う。

答

市道橋として管理している887橋のうち、修繕が必要なものについて、調査結果に基づき具体的な安全対策について問う。

答

低入札価格調査制度に基づく調査基準価格を下回る入札となったため業者に必要な書類の提出を求め、聴き取り調査などを行った後、請負業者選定審査委員会において審査を行った結果、契約の履行が可能であると判断し契約を締結した。

問

橋りょう長寿命化事業の調査結果に基づく具体的な安全対策について問う。

答

より給水人口の減少や利用者の節水意識の向上などに大きな要因である。

問

要と判断された98橋は順次修繕工事を行うこととしている。残りは安全性が確保されており、引き続き健全度の把握と予防的な修繕に努めたい。

水道事業会計決算

問

合併以降初めて純損失が発生した要因は何か。

答

給水人口の減少や利用者の節水意識の向上などに大きな要因である。

12月定例会における議案等の審議結果

議案等番号	件名	議決結果
議案第82号	平成23年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第83号	平成23年度西条市水道事業会計決算の認定について	
議案第84号	平成23年度西条市病院事業会計決算の認定について	
議案第94号	平成24年度西条市一般会計補正予算(第7回)の専決処分について	承認
議案第95号	平成24年度西条市一般会計補正予算(第8回)について	原案可決
議案第96号	平成24年度西条市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について	
議案第97号	平成24年度西条市介護保険特別会計補正予算(第2回)について	
議案第98号	平成24年度西条市簡易水道事業特別会計補正予算(第3回)について	
議案第99号	平成24年度西条市公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)について	
議案第100号	平成24年度西条市ひうち地域振興整備事業特別会計補正予算(第2回)について	
議案第101号	平成24年度西条市小松地域交流事業特別会計補正予算(第1回)について	
議案第102号	平成24年度西条市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1回)について	
議案第103号	西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その2の一部を変更する協定の締結について	
議案第104号	財産の処分について	
議案第105号	西条市文化会館の指定管理者の指定について	同意
議案第106号	西条市産業情報支援センターの指定管理者の指定について	
議案第107号	西条市食の創造館の指定管理者の指定について	
議案第108号	五百亀記念館設置及び管理条例について	
議案第109号	西条市議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第110号	西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の一部を改正する条例について	
議案第111号	平成24年度西条市一般会計補正予算(第9回)について	
議案第112号	公平委員会委員の任命について	
議案第113号	西条市壬生川財産区管理委員の任命について	
委員会提出第1号	西条市議会議事規則の一部を改正する規則について	
議案委員会提出第2号	西条市議会委員会条例の一部を改正する条例について	
議案委員会提出第1号	西条市長青野 勝君に対する不信任決議について	
選挙第3号	西条市選挙管理委員及び同補充員の選挙について	指名推選

委員会提出議案

地方自治法の一部改正に伴う「西条市議会会議規則の一部を改正する規則案」と「西条市議会委員会条例の一部を改正する条例案」が議会運営委員会から提案され、原案可決された後、所要の改正が行われました。

請願

12月定例会における請願の審査状況は、次のとおりです。

【不採択】

・安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願

【審議未了】

・原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める請願

【継続審査】

・中小業者の家族専従者の人権保障のため、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願
・MV-22オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止を求める意見書採択についての請願

議員提出議案

12月定例会最終日に、議員15名から次の決議案が提出され、原案可決されました。

西条市長青野 勝君に対する不信任決議

西条市長青野 勝君は、平成24年11月18日執行の西条市長選挙に立候補し、「進行中の市庁舎の増設は、合併に際し、2市2町で締結した合併後の新市庁舎建設についての協定事項が守られていないので、当選後は直ちに中断を要請したい」と強く市民に訴えられた。

選挙運動期間中は、自らの信念ともいふべきこの考えをいささかもぶれることなく一貫して訴え続け、多くの市民の支持を得て当選された。また、当選翌日の11月19日には、自身の選挙事務所にて記者会見を行い、「市庁舎増設工事の即時中断を要請する」と言明されたが、進行中の工事は、請負業者の自主的判断によって停止となった。その後、議会には何の前ぶれもなく、11月29日付けで新館整備事業の一時中止についてと題する1枚のファクス文書が西条市建設部施設管理局から送られてきた。内容は、「10月下旬から建設工事に着手していたが、新市長から市民への説明会を開催し、意見を聴いて判断する方針が打ち出された。よって、平成24年11月28日から平成25年1月25日までの59日間、工事を一時中断する」との通知である。これにより、請負業者の自主的判断による工事の停止は、11月28日以降は市長の命令に基づく中止となり、以後は市民の意見を聴いて対処するものと我々は理解した。

ところが、市長は、12月11日開会の平成24年西条市議会第6回12月定例会冒頭の招集挨拶の中で所信表明を行い、中止した工事の即時再開を表明された。あまりにも唐突な所信の披露には、ただただ哑然、呆然とするばかりである。現在、これに驚いた市民はもとより、関係各方面のかたがたは、我々市議会の対応や如何にと息を潜め、固唾を飲んで見守っている。

従って、これまで我々は、開会中の定例会の本会議や委員会において、市長に質すことは質し、釈明答弁も伺ってきたが、到底理解、納得、了承できるものではなかった。また、市民の負託を受けた我々に対して何の意見も聴かず、一連の対応を独断で行った市長の行為は、議会として認め難いものである。更には、既に着手済みの(仮称)西条道の駅整備事業の突然の中止発言も同様である。

市長と議員は、いずれも市民の熱い思いと大きな期待を背負って選ばれている。地方自治の根幹をなす二元代表制における市長と議会の関係は、車の両輪に例えられるとおり、互いに抑制と均衡を図りながら、共に市政を運営しなければならない。これは、市長と議員に課せられた使命である。市長のこれまでの姿勢や言動、そして議会軽視は、看過できるものではない。

以上、ここに議決をもって、市長の不信任を表明するものである。

選挙管理委員及び同補充員の選挙

任期満了に伴う選挙管理委員及び同補充員の選挙が行われ、選挙の結果、指名推選によって次のかたがたがそれぞれ当選されました。

●選挙管理委員

塩出保允氏

四之宮裕隆氏

別宮義勝氏

明比和子氏

●同補充員

徳永米子氏

一色和成氏

植木基司氏

鈴木通敬氏

公平委員会委員の任命

公平委員会委員に、

村上和也氏

を任命することに同意しました。

西条市壬生川財産区管理委員の任命

西条市壬生川財産区管理委員

に、

矢野 勝氏

を任命することに同意しました。

議長一ロメモ

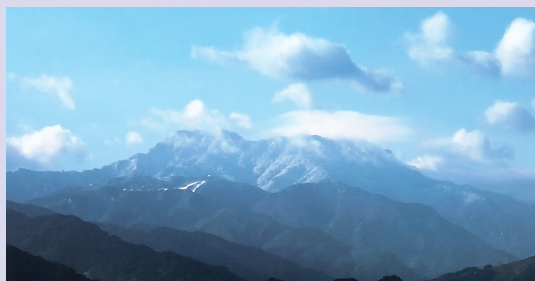
地方自治体の議会には、地方自治法により普通地方公共団体の長に対する不信任決議が認められています。

不信任決議は、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上が出席する都道府県または市町村の議会の本会議において4分の3以上の賛成により成立します。

不信任決議を受けた首長は、10日以内に議会を解散することができます。解散しなければ10日が経過した時点で失職します。

編集後記

大寒を迎え、まさしく寒さは今が極みの感がいたします。皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。



西条市明屋敷164番地
西条市議会事務局
TEL 0897-5211261

西条市議会解散

1月17日、地方自治法第178条第1項の規定により、西条市議会は解散されました。